

2024年8月1日(木)

経済産業省「省エネルギー設備投資利子補給金」の 指定金融機関の採択について

- 2024年8月1日(木)から経済産業省による事業「令和6年度省エネルギー設備投資利子補給金」の指定金融機関として採択され、同事業での利子補給の取り扱いを開始いたしました。

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、経済産業省による事業「令和6年度省エネルギー設備投資利子補給金」の指定金融機関として採択され、同事業での利子補給の取り扱いを開始いたしますことをお知らせします。

同事業は、省エネルギー設備の新設・増設などに係る融資において、政府より最大1%の利子が補給されることで、お取引先の資金調達に係る負担を軽減し、更なる省エネの取り組みを支援するものです。

当社は、今後も地域の皆さまへの様々な金融・情報サービスの提供を通じて、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

記

1 「省エネルギー設備投資利子補給事業」に基づく融資制度概要

補給金制度名	省エネルギー設備投資利子補給金
利子補給対象事業	以下のいずれかの事業に係るご融資が対象となります。 <ul style="list-style-type: none">エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業省エネルギー設備等を新設・増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業データセンターのクラウドサービス活用やEMS導入等による省エネルギー取り組みに関する事業
利子補給率	融資利率が1.1%以上の場合…利子補給率:1.0% 融資利率が0.1%以上1.1%未満の場合…利子補給率:融資利率から▲0.1%を差し引いた数値
利子補給期間	最長10年
融資金額	1億円以上
取扱店	全店
受付期間	①2024年 6月28日(金)～ 8月 9日(金) ②2024年 8月16日(金)～ 9月27日(金) ③2024年10月 4日(金)～11月 8日(金) ※受付期間内に融資計画書等の提出が必要です。
その他	<ul style="list-style-type: none">予算額に達した場合、公募期間内であっても受付を終了します。ご利用に関しては当社および一般社団法人環境共創イニシアチブの所定の審査があります。審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

2 取扱開始日

2024年8月1日(木)

以上

該当するSDGs目標



トマト銀行グループはSDGs宣言をしております。
金融サービスの提供を通じてSDGsの達成に貢献し、地域の社会・環境課題の解決と持続的な成長に取り組んでまいります。

本件に関するお問い合わせ先 営業統括部 三宅 TEL 086-800-1810
報道関係のお問い合わせ先 経営企画部(広報担当)俣野 TEL 086-221-1033